

「お気軽にご相談ください」

原発事故被災者支援北海道弁護団

弁護士 及川 華恵

みなさん、こんにちは。

私が所属している「原発事故被災者支援北海道弁護団」では、国と東京電力に対して損害賠償を求める「原発事故損害賠償・北海道訴訟」や、原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介手続(A D R)の申立を行っております。また、このような訴訟手続やA D R手続だけでなく、生活全般に関わるご相談もお受けしております。

先日は、9月3日(土)に函館で、9月11日(日)と12日(月)に札幌で、9月24日(土)には旭川で開かれたアシスト協会主催の相談会に、当弁護団からも参加してまいりました。

これまで、弁護団へのご相談内容は、原発賠償に関わるご相談が主だったように思いますが、避難生活が長く続いていること、2017年3月には避難指示のない地域から避難された方に対して災害救助法に基づく住宅支援が打ち切られることもあって、生活や家庭に



関わるご相談も増えてきているように感じます。

弁護士に相談、というと、トラブルが起きた、裁判を起こされたなど、何かしらの出来事が起きてからでないと相談できないのではないかと、相談しづらいなど考えている方もいらっしゃるかもしれません。

でも、まずはご相談いただくことで、事前にトラブルを防いだり、今後の見通しがつけられることもたくさんあります。

「これって弁護士に相談していいのかな・・・」などとお悩みになることなく、まずは弁護団にお気軽にお問い合わせください。そして、お話していただければと思います。

また、当弁護団が行う「原発事故損害賠償・北海道訴訟」では、数か月に一度のペースで口頭弁論期日が開かれています。期日では、裁判への参加・傍聴だけでなく、説明会や報告会を札幌弁護士会館(札幌市中央区北1条西10丁目)で行っております。

裁判の傍聴は、訴訟の原告となっている方だけでなく、どなたでも参加することができますので、口頭弁論期日、また、説明会や報告会にも、ぜひ足をお運びいただければと思います。そして、弁護団の弁護士も当然出席しておりますので、その際に、抱えられているお悩みについてお話しいただいても全く構い

ません。お気軽に話しかけていただけると嬉しいです。

次回の口頭弁論期日は、12月20日(火) 午前10時30分からです。

当日の説明会は午前9時30分から行い、期日終了後にも報告会も行います。場所は、いずれも札幌弁護士会館です。ぜひ多くの方にご参加いただければと思います。

弁護団としても、皆さまが抱えている問題に、少しでも解決のお手伝いできればと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。



こちらでも相談できます

原発事故被災者支援北海道弁護団 事務局 (伊藤・大出法律事務所内)

※原発事故以外のこと(避難生活での悩みなど)でもご連絡ください。

※札幌市内在住に限らず、北海道内どちらにお住まいでもご対応いたします。ご相談者様の地域、状況により、他の弁護士や制度をご紹介しますことも可能です。

TEL 011-251-1771 <http://hokkaido-genpatsu-bengodan.jp/> 原発事故被災者支援北海道弁護団ホームページ